

法第34条第1号（日用品販売店舗等）の申請要件（概要）

手続き・根拠法令

- 1 法第29条申請（開発行為が伴うもの）
- 2 法第43条申請（開発行為が伴わないもの）

※以下の①～⑤を満たす必要があります。

なお、以下の内容は概要であることから詳細は『**柏市開発行為等審査基準**』をご確認ください。

①店舗等のサービスの対象範囲について

当該店舗等の利用者は原則として当該開発地域の周辺の市街化調整区域内に居住している者を対象とする。

②業種について

日常生活に必要な物品の販売，加工，修理等の業務を営む小売業，修理業またはサービス業の店舗

③立地について

- (1) 当該開発区域を中心とする半径500メートル以内の区域内に当該業種を必要とする所定の戸数が存在すること。
- (2) 所定の戸数に市街化区域を含むときは，市街化調整区域内の戸数が所定の戸数の2分の1以上であること。

※当該区域内に工場，学校，研究所等の事業所がある場合は，その職員，従業員(パートタイマーは除く。)4人につき1戸とみなすことができる。

④敷地の規模

- (1) 建築物の敷地は500㎡以下（コンビニエンスストア及び自動車一般整備業の場合は1,000㎡以下）
- (2) 敷地の周長の7分の1以上が建築基準法第42条第1項に掲げる道路に接していること。
※袋路状の道路(P型道路を含む)は除く。

※原則敷地はの周囲は境界塀を設置すること。

⑤建築物の構造・規模

建築物は業種等利用形態による必要最小限の規模とすること。

- (1) 建築物：原則平屋建て
- (2) 延べ床面積：150㎡以下とする。
※自動車一般整備業の場合は200㎡以下

⑥その他

- (1) 申請者は，当該申請の業を自ら営む者（自己業務用）であって，申請建築物の所有者でなければならない。
- (2) 建築基準法施行条例（県条例）に該当した場合は，別途建築指導課との協議が必要です。自動車修理工場における出入口，構造規模等）
- (3) 事業計画書は，当該開発区域を中心とする半径500メートル以内に存する所定の戸数を基本として採算計画が成り立つものであること。
※必要に応じて，申請者と事業概要等に関する面談を行います。

申請書類一覧

(法第34条第1号(日用品販売店舗等))

- ・申請書類・図面は正・副各1部ずつ提出してください。
- ・申請には手数料が掛かりますので予めご確認ください(60条証明は無料)。

申請書類

①	開発行為許可申請書(※37条承認申請) ※29条申請時は事前に計画協議が必要です。	法29条申請
②	建築物の新築・改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書	法43条申請
③	計画協議済書	法29条申請
④	設計説明書	法29条申請
⑤	委任状(任意様式)	
⑥	住民票(家族全員のもの)、法人にあっては登記事項証明書	
⑦	建築理由書及び経営計画書 (開設の目的・理由、事業計画・収支計画(3ヶ年)、提携企業(取引先)、営業時間、 販売品目録等、申請人の経歴、従業員の経歴、資格、年齢等) ※当該地(市街化調整区域)で開業する具体的理由と必要性を明記のこと ※自己資本に関しては残高証明書・融資証明書等を添付のこと	
⑧	半径500メートルの範囲内に当該業種を必要とする所定の戸数が存在する調査書	1/2500
⑨	申請者の資格免許等の写し (自動車整備士、調理師、美容・理容師等の資格免許等)	
⑩	土地に係る登記簿の全部事項証明書	
⑪	土地所有者施行同意書	土地所有者と申請者が同一の場合は不要
⑪	隣接地開発行為説明報告書	
⑫	農地転用の許可書の写し	農地転用許可を要する場合に限る
⑬	その他市長が必要とする図書(各課事前協議録、他法令許可書、名寄帳等)	

※申請書類等は柏市のホームページからダウンロードできます。

図面等

①	位置図 1/2, 500	
②	公図の写し(申請地及び隣接地の地目・地積・所有者の住所氏名を記入)	
③	道路・水路等の査定図	
④	土地の実測図(境界立会い確認書)	
⑤	現況平面図	
⑥	土地利用計画平面図(建築物の配置図)	
⑦	造成計画平面図・断面図	
⑧	各階平面図及び2面以上の立面図(高さ明示)、建築面積等求積表	
⑨	給排水計画平面図(土地利用計画平面図との兼用可)、排水施設構造図(合併処理浄化槽(認定書・認定シート)、浸透槽、雨水浸透枳等)	各径路は色を分けて記載

※各図は申請地を朱色で囲むこと